



介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス

自立した生活を目指すために、福祉用具のレンタル（貸与）や購入費を支給するサービス、住宅の改修が必要な場合に、改修費を支給するサービスがあります。

【 】内は、介護予防サービスの名称です。

福祉用具を利用して自分でできることを増やしたい

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を借りることができます。

- | | |
|---------------------|-----------------------------------|
| ① 手すり(工事をとまなわないもの) | ⑧ 特殊寝台付属品 |
| ② スロープ(工事をとまなわないもの) | ⑨ 床ずれ防止用具 |
| ③ 歩行器 | ⑩ 体位変換器 |
| ④ 歩行補助つえ | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 <small>はいかい</small> |
| ⑤ 車いす | ⑫ 移動用リフト(つり具を除く) |
| ⑥ 車いす付属品(電動補助装置など) | ⑬ 自動排泄処理装置 |
| ⑦ 特殊寝台 | |

※原則、要支援1・2、要介護1の人は①～④のみ利用できます。

※⑬は、要介護4・5の人のみ利用できます（尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2、要介護1～3の人でも利用できます）。

◆利用者負担について

- 用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額（P10）が適用されます。
- 要介護状態区分別に1カ月の支給限度額が決まっています。他の在宅サービスと合わせた額が支給限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者負担になります。

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

下記の福祉用具を、都道府県などの指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

申請が必要

要介護1～5

要支援1・2

- | | | |
|---------------------------------------|--------------|----------|
| ● 腰掛け便座 | ● 簡易浴槽 | ● 入浴補助用具 |
| ● 自動排泄処理装置の交換可能部品 <small>はいせつ</small> | ● 移動用リフトのつり具 | |

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

◆利用者負担について

- 利用者はいったん購入費の全額を事業者を支払います。その後、領収書を持って市に申請すると、同年度（4月～翌年3月）で10万円を上限に購入費の9割（一定以上所得者は8割）が介護保険から支給されます。
- 都道府県などの指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

住みなれた家を暮らしやすい環境にしたい

住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

事前の申請が必要

事前に横須賀市へ申請したうえで、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。



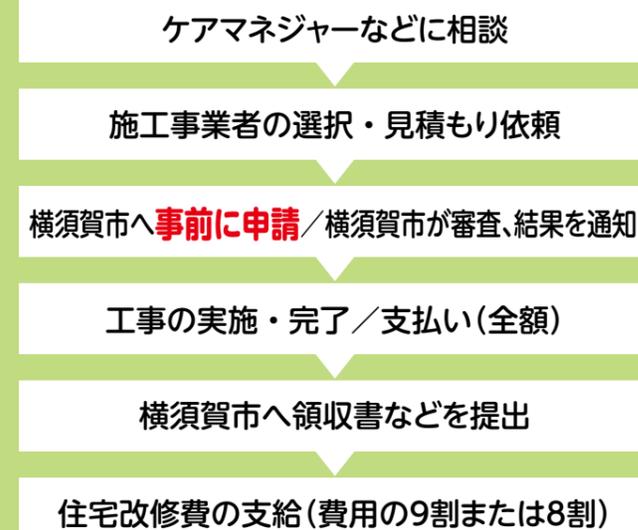
要介護1～5

要支援1・2

介護保険でできる住宅改修の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りにくい床材に変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 和式便器を洋式便器などに取り替え
- 上記の工事にともなって必要となる工事

利用手続きの流れ



申請に必要な書類

- 介護保険被保険者証
- 介護保険住宅改修費支給事前申請書
- 見積書及び工事内訳書
- 住宅の間取図
- 改修前の日付入り写真
- 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャーなどに作成を依頼）
- 住宅の所有者の承諾書（利用者と住宅の所有者が異なる場合）

提出に必要な書類

- 介護保険住宅改修費事後申請書兼給付費支給申請書
- 領収書
- 改修後の日付入り写真
- 振込先金融機関・口座番号・支店名・口座名義人が分かるもの
- 本人の印鑑（口座名義人が被保険者でない場合）

◆利用者負担について

- いったん利用者が改修費の全額を事業者を支払います。その後、横須賀市に申請すると、20万円を上限に費用の9割（一定以上所得者は8割）が介護保険から支給されます。なお、原則として改修工事の着工後に申請した場合には支給されませんので、必ず事前に申請してください。
- 引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けることができます。
- 利用者が利用者負担分（改修費の1割または2割）を施工業者に支払い、後日、市から事業者へ9割（一定以上所得者は8割）を支払う「受領委任払い制度」も行っています。